

(参考様式)

〇〇輸出グループ 規約

(名称)

第一条 本グループは「〇〇〇〇」と称す。

(目的)

第二条 本グループは参加企業が相互に連携し、海外販路の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県内加工食品及び農林水産物等の輸出促進に関すること（海外食品見本市出展、海外物産フェア出店、バイヤー招へい等）
- (2) 商社、流通業者等の輸出に関連する企業との連携促進に関すること
- (3) その他グループの目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第四条 本グループの構成は次のとおりとする。

- (1) 本グループの構成は、県内に主たる事業所を有し、県産加工食品の製造又は販売を主たる業務として行う事業者及びそれらの事業者と連携して海外輸出に取り組む企業（県内・県外・業種を問わない）3社以上によるものとする。
- (2) 本グループにはグループのまとめ役となるリーディング企業を置く。
- (3) 本グループには監事を置く。

(リーディング企業の定義等)

第五条 リーディング企業の定義及び権限は次のとおりとする。

(1) リーディング企業の定義

- ・リーディング企業は輸出の実績・経験が豊富で、他のグループメンバーをけん引する本グループの代表責任者である。
- ・リーディング企業は、本グループメンバーの協議により選出する。
- ・リーディング企業の任期は定めない。

(2) リーディング企業の権限

- ・本グループに於けるメンバー入会及び退会の承認。
- ・メンバーの処分の決定。
- ・メンバー立案の可決されたグループの方針の変更の承認。
- ・本グループ活動に関する補助金等の申請。
- ・第七条に記載する委員会の運営における書記・会計担当者等の選任

(退会)

第六条 メンバーの退会は手続きを経た上で自由に行える。

(会議)

第七条 会議は、リーディング企業が招集し、次の事項について審議する。但し、リーディング企業が決定していない場合にあつては、必要に応じてグループ構成員が開催を提案し、他のグループ構成員を招集することができる。

- (1) リーディング企業、監事等役員の決定に関する事
- (2) 事業計画及び予算の設定又は変更に関する事
- (3) 事業実績及び決算に関する事
- (4) 規約及び諸規定の改廃に関する事
- (5) その他、リーディング企業が必要と認める事項

2 会議は、年1回招集する。ただし、リーディング企業が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

3 会議は出席者の過半数で議事を決する。

4 リーディング企業は、必要に応じてグループ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(書面又は代理人による議決)

第八条 やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(会計)

第九条 輸出グループが実施する事業に係る経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。協議会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

(監査等)

第十条 リーディング企業は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会議においてグループ構成員に報告しなければならない。

(倫理の遵守)

第十一条 メンバーは、政治倫理に反する行為、他組織の名誉を傷つける行為、本規約およびグループの諸規定に違反する行為を行ってはならない。

(処分)

第十二条 第六条で定めた規定により、グループ構成員が以下の行動を行った場合、リーディング企業はグループ構成員を処分出来る。

(1) 処分該当行為

- ・政治倫理に反する行為。
- ・他のグループ構成員等に対する侮辱行為。
- ・グループ規約違反。
- ・グループ内の秩序を乱す行為。
- ・メンバー登録の際、嘘の個人情報で登録する。

(グループ規約)

第十三条 本グループの円滑な運営を行う為にグループ規約を定める。

(新規定)

第十四条 リーディング企業はメンバーの議決をとり可決された場合、新規定を定める事が出来る。

(規定の改廃)

第十五条 リーディング企業はメンバーの議決をとり可決された場合、規定の改廃が出来る。

(雑則)

第十六条 この規約に定めるもののほか、グループの運営に関して必要な事項はリーディング企業が別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

輸出グループ参加企業一覧

番号	企業名	代表者役職	代表者氏名	押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※番号の1番をリーディング企業とする。